

○厚生労働省告示第 321 号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和五年十二月一日から適用する。

令和五年十一月二十日

厚生労働大臣 武見 敏三

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～009 (略)</p> <p>010 血管造影用マイクロカテーテル (1)～(3) (略) <u>(4) 気管支バルブ治療用</u> 48,900円</p> <p>011～086 (略)</p> <p>087 植込型脳・脊髄電気刺激装置 (1) 疼痛除去用 ①～⑥ (略) <u>⑦ 16極以上用・充電式・自動調整機能付き</u> 2,260,000円 ⑧ (略) (2) (略) ①～⑤ (略)</p> <p>088～131 (略)</p>	<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～009 (略)</p> <p>010 血管造影用マイクロカテーテル (1)～(3) (略) (新設)</p> <p>011～086 (略)</p> <p>087 植込型脳・脊髄電気刺激装置 (1) 疼痛除去用 ①～⑥ (略) (新設) <u>⑦ (略)</u> (2) (略) ①～⑤ (略)</p> <p>088～131 (略)</p>

132	ガイディングカテーテル (1)~(3) (略) (4) 気管支用	90,300円	132	ガイディングカテーテル (1)~(3) (略) (新設)	
133	血管内手術用カテーテル (1)~(7) (略) (8) 血管内異物除去用カテーテル ①~⑤ (略) ⑥ リード一体型ペースメーカー抜去用カテーテル	434,000円	133	血管内手術用カテーテル (1)~(7) (略) (8) 血管内異物除去用カテーテル ①~⑤ (略) (新設)	
	(9)~(22) (略)			(9)~(22) (略)	
134~224	(略)		134~224	(略)	
225	気管支用バルブ	313,000円		(新設)	
III・IV	(略)		III・IV	(略)	
V	歯科点数表の第2章第5部及び第8部から第11部までに規定する特定保険医療材料及びその材料価格		V	歯科点数表の第2章第5部及び第8部から第11部までに規定する特定保険医療材料及びその材料価格	
001~035	(略)		001~035	(略)	
036	半導体レーザー用プローブ	229,000円		(新設)	
037	レーザー照射用ニードルカテーテル	1,990円		(新設)	
VI	歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格		VI	歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	
001~057	(略)		001~057	(略)	
058	CAD/CAM冠用材料 (1)~(4) (略) (5) CAD/CAM冠用材料 (V)	1個 6,150円	058	CAD/CAM冠用材料 (1)~(4) (略) (新設)	
059~069	(略)		059~069	(略)	
VII~IX	(略)		VII~IX	(略)	